

一宮西病院における適切な意思決定支援に関する指針

I 基本方針

人生の最終段階を迎えた患者・家族等と医師をはじめとする医療・ケアスタッフが、最善の医療・ケアを提供するため、患者・家族等に対して適切な説明と話し合いを行い、患者の価値観を明らかにし、患者本人の意思決定を基本とした医療・ケアを提供する。また、本人の意思は変化しうるものであることを踏まえ、本人と繰り返し話し合い医療・ケアを提供する。この話し合いのプロセスをアドバンス・ケア・プランニング（ACP）という。本対応指針は厚生労働省の「人生の最終段階における医療・ケアの決定プロセスに関する対応指針」を規範とし策定する。

II 「人生の最終段階」の考え方

1 定義

患者が適切な治療を受けても回復の見込みがない、且つ、死期が間近と判断された状態の期間。期間とは、老衰を含め回復が期待されないと予測する生存期間。

2 人生の最終段階の判断

以下の条件を満たす場合をいう

- ・ 積極的な治療開始後に悪性疾患・回復不能な疾患の末期であることが判明した場合、その判断は主治医と主治医以外の複数の医師により判断する
- ・ 患者が意識や判断力を失った場合を除き、患者・家族・医師・看護師等の関係者が納得すること
- ・ 患者・家族等、医師・看護師等の医療・ケア関係者が患者の死を予測し対応を考えること
- ・ 不可逆的な全脳機能不全状態
- ・ 生命が新たに開始された人工的装置に依存し、生命維持に必要な臓器機能不全が不可逆的であり、移植などの代替え手段もない場合

人生の最終段階とは、患者の状態を踏まえて、多職種にて構成される医療・ケアチームにて判断するものとする。

III 人生の最終段階における医療・ケアの在り方

- 1 医師などの医療従事者から適切な情報の提供と説明がなされ、それに基づいて医療・ケアを受けたい本人が多専門職種の医療・介護従事者から構成される医療・ケアチームと十分な話し合いを行い、本人による意思決定を基本としたうえで、人生の最終段階における医療・ケアを進める。

また、本人の意思は変化しうるものであることを踏まえ、本人自らの意思をその都度示し、伝えられるような支援が医療・ケアチームにより行われ、本人との話し合いを繰り返し行う。

さらに、本人が自らの意思を伝えられない状態になる可能性があることから、家族等の信頼できる者も含めて、本人との話し合いが繰り返し行う。この話し合いに先立ち、本人は特定の家族

等を自らの意思を推定する者として前もって定めておく。

- 2 人生の最終段階における医療・ケアについて、医療・ケア行為の開始・不開始、医療・ケア内容の健康、医療・ケア行為の中止等は、医療・ケアチームによって、医学的妥当性と適切性を基に慎重に判断する。
- 3 医療・ケアチームにより、可能な限り疼痛やその他の不快な症状を十分に緩和し、本人・家族等の精神的・社会的な援助も含めた総合的な医療・ケアを行う。
- 4 生命を短縮させる意図をもつ積極的安楽死は、本指針は対象としない。

IV 人生の最終段階における医療・ケアの指針の決定手続

人生の最終段階における医療・ケアの方針決定は次によるものとする

1 本人の意思が確認できる場合

- 1) 方針の決定は、本人の状態に応じた専門的な医学検討を経て、医師などの医療従事者から適切な情報の提供と説明がなされる。そのうえで、本人と医療・ケアチームとの合意形成に向けた十分な話し合いを踏まえた本人による意思決定を基本とし、多専門職種から構成される医療・ケアチームとして方針の決定を行う。
- 2) 時間の経過、心身の状態の変化、医学的評価の変更などに応じて本人の意思が変化しうるものであることから、医療・ケアチームにより、適切な情報の提供と説明がなされ、本人が自らの意思をその都度示し、伝えることができるような支援を行う。この際、本人自らの意思を伝えられない状態になる可能性があることから、家族等も含めて話し合いが繰り返し行う。
- 3) このプロセスにおいて話し合った内容は、その都度、カルテにまとめておくものとする。

2 本人の意思が確認できない場合

本人の意思決定できない場合には、次のような手順により、医療・ケアチームの中で慎重な判断を行う。

- 1) 家族等が本人の意思を推定できる場合には、その推定意思を尊重し、本人にとっての最善の方針をとる。
- 2) 家族等が本人の意思を推定できない場合には、本人にとって何が最善であるかについて、本人に代わる者として家族等と十分に話し合い、本人にとっての最善の方針を取ることを基本とする。時間の経過、心身の状態の変化、医学的評価の変更等に応じて、このプロセスを繰り返し行う。
- 3) 家族等がない場合及び家族等が判断を医療・ケアチームに委ねる場合には、本人にとっての最善の方針を取ることを基本とする。
- 4) このプロセスにおいて話し合った内容は、その都度、文書にまとめておくものとする。

3 複数の専門家からなる話し合いの場の設置

- 1) 医療・ケアチームの中で心身状態等により医療・ケアの内容の決定が困難な場合
- 2) 本人と医療・ケアチームとの話し合いの中で、妥当で適切な医療・ケアの内容についての合意が得られない場合
- 3) 家族の中で意見がまとまらない場合や、医療・ケアチームとの話し合いの中で、妥当で適切な医療・ケアの内容について合意が得られない場合、状況に応じて一宮西病院臨床倫理委員会にて、方針等について検討及び助言を行う。

医療・ケアチーム：医師、看護師、MSW などから構成され、対象者一人ひとりに合わせた質の高いサービスを提供するために、様々な専門職が一つのチームを形成し、連携・協働しながら治療やケアを行う。多職種間で連携をすることで、各専門職による支援に加え、それぞれの専門性や視点を取り入れた包括的なプランに基づく支援が可能となり、患者や対象者一人ひとりの希望に沿った、きめ細かい治療やケアを実践することができると考えられる。

家族等：本人が信頼を寄せ、人生の最終段階の本人を支える存在であるという主旨である。法的な意味での親族関係のみを意味せず、より広い範囲の人（親しい友人等）を含み、複数人存在することも考えられる。

参考資料

厚生労働省：人生の最終段階における医療・ケアの決定プロセスに関するガイドライン（平成30年度）